

社会福祉法人青梅市社会福祉協議会緊急通報サービス事業利用料補助金実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が、ささえあい事業の一環として、一人暮らし高齢者等が緊急時の連絡手段として利用している緊急通報サービスの利用者の負担軽減と利用促進を目的に補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 市内在住の65歳以上の一人暮らし又は高齢者世帯で緊急通報サービスを希望するもの。

(補助金額)

第3条 1世帯あたり月額1,000円とする。

(補助金交付の方法)

第4条 協議会が委託する警備会社の利用料金へ前条の補助金額を充当して支払うものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月11日から実施し、平成19年4月1日から適用する。